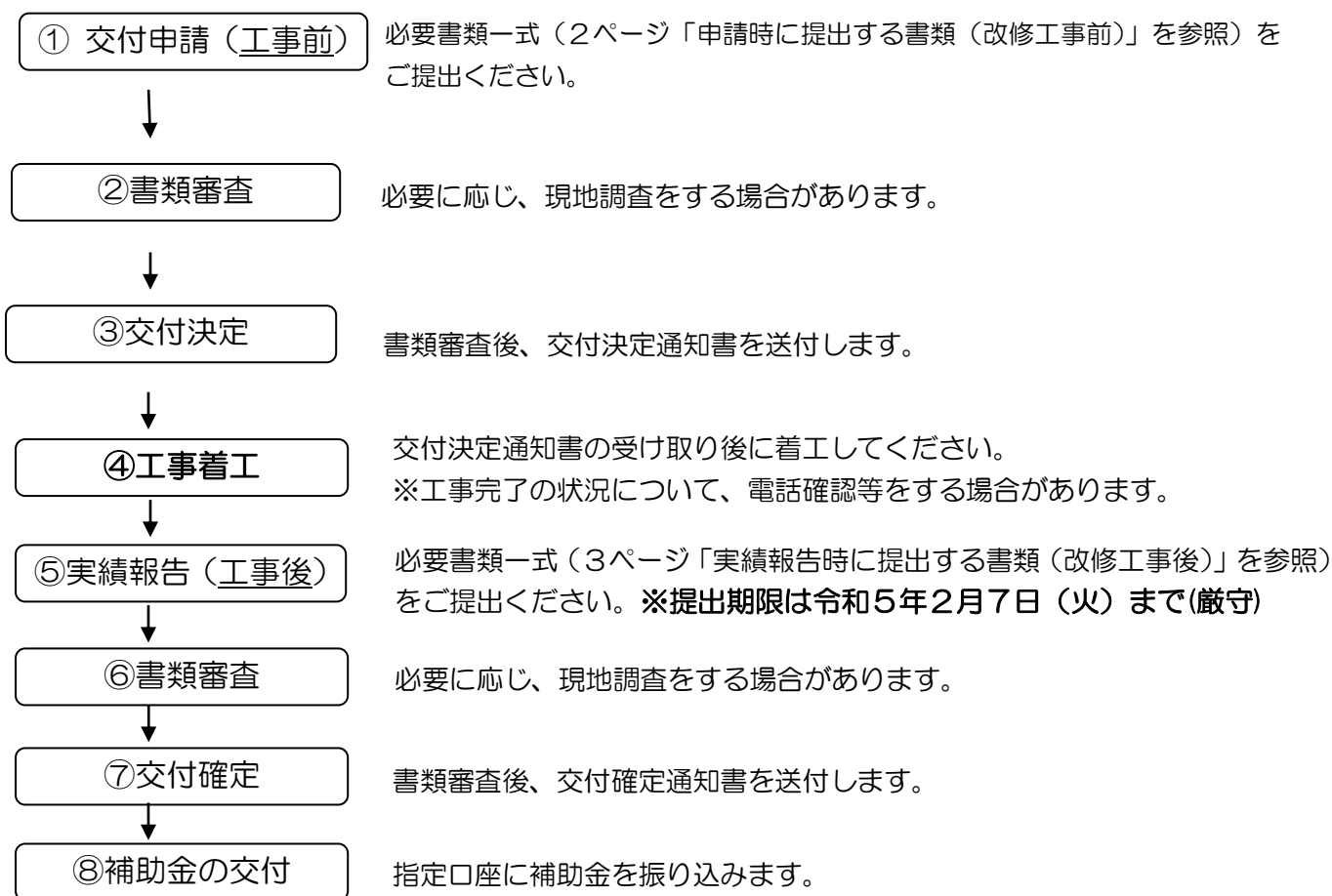


補助金のお申し込みから受け取りまでの流れ



他の住宅改修関連補助制度との併用について

【1】「こどもみらい住宅支援事業」（国土交通省）

川越市住宅改修補助金【令和4年度拡充版】は、国の補助金を活用している為、国の事業である「こどもみらい住宅支援事業」との併用は原則できません。

問合せ先：こどもみらい住宅支援事業事務局 0570-033-522（ナビダイヤル）

【2】「川越市住宅改修関連補助制度」

改修工事の対象箇所を分けることで、川越市の他課で行っている住宅改修関連補助制度と併用できる場合があります。

<川越市における当課以外の住宅改修関連補助制度取扱い部署>

担当課	介護保険課	高齢者 いきがい課	障害者福祉課		建築指導課
番号（直通）	224-6402	224-5809	224-5785		224-5974
制度名	介護保険住宅改修費支給制度	在宅高齢者居宅改善費助成金	日常生活用具費支給制度	重度身体障害者居宅改善整備費補助金	既存建築物耐震改修補助金交付制度

※各制度の詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。

川越市住宅改修補助金【令和4年度拡充版】

市内の施工業者により住居をリフォームする市民の方に対し、費用の一部を補助します。令和4年度に限り、リフォームを希望する方に対応できるよう、受付件数を大幅に拡大しております。

補助限度額についても令和4年度に限り、**7万円**となっています。

申込方法

市役所本庁舎 5 階 産業振興課窓口にて書類受付または郵送（消印有効）（FAX 不可）

※必ず工事着工前にご申請ください。

受付期間

令和4年4月21日（木）から令和5年1月10日（火）【抽選なし・随時受付】

※今年度は、昨年度の3.5倍の予算規模ですが、万が一予算に達した場合は、受付終了となります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、窓口の混雑解消を図るため、来庁の分散化にご協力をお願いします。

補助額

改修工事費用（税抜）の5%（千円未満切捨て）

限度額7万円



利用できる方

（次のすべてに該当すること。）

- ① 川越市に住民登録があること。
- ② リフォームする住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
- ③ 市税に滞納がないこと。（※市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）
- ④ 過去にこの制度の補助金を利用していないこと。
- ⑤ 令和5年2月7日（火）までに実績報告書が提出できること。（※1）
- ⑥ 実績報告書の提出時に、市内施工業者が発行した領収書の写しを提出できること。

補助金の対象となる工事

（次のすべてに該当すること。）

- ① 市内の施工業者が行うこと。（支店・営業所が市内にある業者も対象）（※2）
- ② 工事費が20万円以上（税抜）であること。
- ③ 市民の方が市内に所有する住宅のリフォーム工事であること。（※3）
（店舗・賃貸用住宅などは対象外です。）
※ 対象・対象外工事の例は、「補助対象・対象外工事一覧表」（別紙）をご確認ください。

※1 工事の完了ではなく、必要書類を備えた実績報告書の提出期限です。期限までに実績報告書の提出ができない場合は、交付決定の取消となりますので余裕をもった提出をお願いします。

※2 支店等の場合は見積書・領収書等が市内の店舗から発行されることが条件となります。

※3 マンション等の場合は個人の専有部分の工事のみ対象となります。

申請時に提出する書類（改修工事前） 下記【1】～【7】

○書類提出から、補助金の交付が決定するまで1週間ほどかかります。交付決定前に着工したのものについては補助の対象となりませんので、余裕をもってご申請ください。

【1】「川越市住宅改修補助金交付申請書」

住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。

【2】「納税証明請求書兼証明書」（おおむね1箇月以内に発行されたもの）

- ・申請書（所定様式あり）・本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、収税課（本庁舎2階）または連絡所・市民センターから交付を受けてください。
- ・住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の証明を受けてください。

※窓口または口座振替において、直近約2週間以内に納税したものとあると、納税証明書が正しく発行されない場合があります（窓口納税：約2週間以内、口座振替：約1週間以内。納期限当日も含まれます）。その場合、領収書（写し可）または振替済みの結果を記帳した通帳（写し可）を収税課または連絡所・市民センター窓口まで併せてお持ちください。

【3】所有者の確認ができる書類（以下のいずれか1つを提出してください）

- ・令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書の「表紙（P1）」及び「課税資産（土地・家屋）明細書の工事箇所（P3以降）」の写し（例年5月中旬発送）※発送前に申請する場合は、令和3年度分で代用可
→所有者が共有の場合は、「課税資産共有者一覧（P8）」の写しも併せてご提出ください。
- ・固定資産家屋評価証明（本庁舎2階資産税課または連絡所・市民センターで申請可）
→共有名義の場合は、共有者全員分の証明を受けてください。
- ・登記事項証明書（家屋）（法務局より、おおむね3箇月以内に発行されたもの）。
- ・当該家屋の売買契約書の写し（購入後間もない場合）

【4】改修工事見積書の写し

施工業者の名称・所在地及び工事内訳が記載されており、施工業者の押印があること。最新のものをご提出ください。

※施工業者は市内の業者に限ります（支店・営業所が市内にある業者も対象）。

支店等の場合は書類に市内店舗の名称・所在地等が明記してある必要があります。

※諸経費が工事費に一定の割合でかかる場合、根拠を明記してください。（例：工事費の10%など）

【5】改修工事箇所の図面

改修工事箇所が把握できる平面図及び立面図等 ※屋根・外壁の改修等の場合は提出不要です。

【6】改修工事前の現場写真

改修工事着工前のすべての改修箇所の現場写真 ※実績報告時にも同じものが必要となります。

【7】委任状

本人・同居の親族以外の方が申請される場合。（施工業者の担当者など）

ただし、同住所別世帯の場合は、委任状が必要となります。

※納税証明請求書兼証明書、固定資産家屋評価証明に関する発行手続きについては、平日8時30分から17時15分までとなります。

なお、川越駅西口連絡所での発行手続きは、平日9時30分から17時15分までです。土曜日は発行できません。

実績報告時に提出する書類（改修工事後） 下記【1】～【7】

○工事完了後2週間以内に必ず下記の書類をご提出ください。

※令和5年2月7日（火）までにすべての書類の提出がされない場合は、交付決定の取消となりますので、必ず2月7日（火）までにご提出ください（アンケート用紙のみ任意です）。

【1】「川越市住宅改修補助金実績報告書」

交付申請時と同じ方の名義でご提出ください。

※共有名義の場合は共有者全員の氏名を記載してください。

【2】「領収書の写し」及び「契約書の写し」

領収書は施工業者の押印があるものをご提出ください。

※契約書を取り交わしていない場合、契約書の写しは提出不要です。

※支店等の場合は、領収書に市内店舗の名称・所在地等が明記してあるものに限りま

【3】改修工事前の現場写真

改修工事着工前のすべての改修箇所の現場写真（交付申請時と同じもの。カラーコピー可）

【4】改修工事後の現場写真

改修工事完了後のすべての改修箇所の現場写真

※改修工事前後の対比ができるように、同じ位置から撮影してください。

【5】口座振込依頼書

住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名前を「債権者」欄に記入してください。

【6】変更後の見積書の写し（交付決定後に工事金額や工事内容を変更した場合）

交付決定後に工事金額や工事内容に変更があった場合は、変更後の見積書の写しをご提出ください。

※工事金額が減額となった場合は、実際の工事金額を基に交付金額を確定します。

※工事金額が増額になった場合でも、補助金の確定額（振込額）は交付決定額が上限となります。

【7】アンケート用紙（任意）

制度の参考とさせていただくため、アンケートにご協力ください。

提出書類に記入もれがあると補助金の振り込みができませんので、十分にご確認ください。

補助金の振り込みは実績報告書の提出があった月の翌月末頃になります。

お問い合わせ先

川越市役所 産業振興課 川越市元町1丁目3番地1（本庁舎5階）

TEL 049-224-8811（代表）（内線 2723、2724）

049-224-5934（直通）

- パンフレット及び申請書類一式は、上記の担当課にて配布しております。
また、川越市公式ホームページからもダウンロードできます。
- 施工業者のあっ旋は行っておりません。
また、施工業者とのトラブルについてもお応えいたしかねます。



川越市公式ホームページ